

教育委員会制度改革に関する会長声明

政府与党は、今国会に教育委員会制度の改革を目指して、地方教育行政法の改正案を提出しようとしている。

教育委員会制度の改革内容については、中央教育審議会の教育制度分科会が、2013年12月の答申（「今後の地方教育行政の在り方について」）において、本案と別案の二つの改革案を答申し、方針を絞りきることができなかつた程難しく慎重を要するものである。それにもかかわらず、政府与党案は、現行の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置き、首長にその任免権を与える（新「教育長」の任期は3年に短縮）、そして首長が主宰する常設機関として「総合教育会議」を設置し、同会議において教育行政の大綱的方针を決定するなど、自治体の首長が教育行政の中身に直接関われる制度にするものである。また、教育委員会は教育行政の執行機関として残すものの首長や新「教育長」の権限が強化されたことから相対的にその発言力は弱まる恐れがある。

しかし、これらの改革案については、改革の必要性を裏付ける立法事実が存在するかの検証が十分になされていない。緊急事態に対応できなかつたと批判されたいくつかの教育委員会の例をことさら強調するのではなく、広く全国の都道府県、市区

町村の教育委員会の実態を把握しなければ、改革の真の必要性は不明と言わざるを得ない。

また、教育に関する大綱的方针の策定権限を首長に与えることは、憲法・教育基本法が守ろうとしている教育の政治的中立性や教育の自主性・自律性を損なうことにもなる。教育が国家に管理統制されたり、政治の介入によって偏向することの危険性は、我が国の戦前の軍国主義教育の例からも明らかである。当会は、教育が不当な支配に服することがあってはならないという、戦後我が国が、憲法及び教育基本法に基づいて、最も大切にしてきた教育行政の根本理念を覆すような改革には反対である。

当会としては、改革の必要性についてのより明白な立法事実の存否について検証を行い、仮に改革が必要であっても上記のような権力が容易に教育に介入できるような制度とならないよう慎重な審議を求めるものであり、拙速な法制化には反対する。

2014年3月24日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

労働者派遣法改正案に反対し、労働者保護のための抜本的改正を求める会長声明

1 政府は、本年3月11日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正案」という）を閣議決定し、同日付で今通常国会に上程した。政府は、今通常国会での成立を目指している。

当会は、昨年12月12日労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において提示された「労働者派遣制度の改正について（報告書骨子案（公益委員案）」）に対して、同年12月26日付で『「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」に基づく労働者派遣制度の見直しに反対し、労働者保護のための労働者派遣法の抜本的改正を求める会長声明』を發し、同報告書及び公益委員案に基づく労働者派遣法の見直しに強く反対するとともに、派遣労働者保護のための労働者派遣法の抜本的改正を求めた。ところが、今般国会上程された改正案は、基本的に同報告書及び公益委員案ならびに本年1月29日に取りまとめられた同審議会建議「労働者派遣制度の改正について」に沿ったものであり、常用代替防止の理念を事実上放棄し、派遣労働者のみならずわが国の労働者全体の雇用の安定を脅かし労働条件の低下を招来しかねないものであって、到底容認できない。

2 改正案は、①専門26業務による区分や業務単位での派遣期間制限を廃止し、②無期雇用派遣（派遣元と派遣労働者

間の雇用契約が期限の定めのないもの）や60歳以上の派遣労働者等については業務に関わらず派遣期間制限から除外し、③有期雇用派遣（派遣元と派遣労働者間の雇用契約が期限の定めのあるもの）についても、「同一の組織単位」における同一の派遣労働者の派遣期間の上限を3年としつつ、派遣先が3年毎に過半数労働組合等から意見を聴取すれば同一の事業所においてその後も継続して派遣労働者を利用できるとすることとし、結局のところ派遣先は、同一の事業所において「同一の組織単位」であれば派遣労働者を入れ替えることにより、組織単位が異なれば同一の派遣労働者でも永続的に、派遣労働者を利用することが可能となる。

現行法制度においては、雇用と使用が分離される間接雇用は労働者の地位を不安定にし労働基準法等に定める雇用の責任を曖昧にするなどの弊害があることから、労働者の権利保護の観点から直接雇用が原則とされており、間接雇用の一形態である労働者派遣はあくまで直接雇用の原則の例外に過ぎない。そのため、従来労働者派遣は、常用代替防止の理念の下、あくまで臨時的・一時的な専門的業務について限定的に認められてきたのである。

ところが、上記①ないし③の改正がなされるならば、過半数代表者の意見聴取による歯止めの実効性が著しく欠けているわが国の現状においては、無期雇用派遣のみならず有期雇用派遣についても派遣労働の完全自由化を認めるに等しく、

専門的業務に限らず派遣先に恒常的に存在する業務についても派遣労働の恒常的利用が拡大し、その結果安定した直接無期雇用である正社員が不安定な派遣労働者に置き換えられ、常用代替防止という理念は完全に有名無実化することは明らかである。

3 また、派遣労働者の処遇改善においても、ヨーロッパでは「派遣期間中の派遣労働者の基本的雇用労働条件は、同一職務に派遣先によって雇用されていれば適用されたものを下回らない」との均等待遇原則が広く認められているが、改正案は、派遣元に「均等待遇」の配慮義務を課し、派遣先には「均等待遇」のための努力義務を指針に規定することなどを求めるに過ぎず、さらに教育訓練や福利厚生についての派遣元もしくは派遣先の義務も軒並み努力義務や配慮義務としており、実効性ある処遇改善策とは到底評価できない。

しかも、派遣元の派遣期間の上限に達した有期雇用派遣の派遣労働者に対する新たな就業機会（派遣先）の提供、派遣元での無期雇用、教育訓練などの雇用安定措置についても、派遣元がこれら措置を講じない場合の私法上の効力は明確ではなく、雇用安定措置としての実効性を欠く。

なお、派遣労働者の労働条件の維持・改善のための集団

的交渉の制度整備は何らなされていない。

4 以上のとおり、改正案は、派遣労働者の保護を図ることができないばかりか、例外的な間接雇用である派遣労働を著しく拡大し、すでにわが国労働者の4割に達しようとしている非正規雇用労働者をますます増大させ、労働者全体の雇用の不安定化、労働条件の低下を招くことになるおそれが強い。当会は、2009年2月9日に「労働者派遣法の改正を求める意見書」、2010年3月8日に「労働者派遣法の抜本改正を求める会長声明」を発表し、派遣労働者保護の観点から、派遣対象業務を真に専門的な業務に限定してポジティブリスト化すること、派遣先の同種の労働者との均等待遇原則を派遣法に明記すること、派遣先が中途解約した場合の派遣先の責任を強化することなどを柱とした労働者派遣法の抜本的改正を求めてきたところである。

よって、当会は、改正案に強く反対するとともに、上記で述べた方向性での労働者派遣法の抜本的改正を行うよう求める。

2014年3月27日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

袴田事件の再審開始決定に関する会長声明

本日、静岡地方裁判所は、「袴田事件」に関する袴田巖氏の第2次再審請求につき、再審開始、死刑及び拘置の執行停止を決定した。

この事件は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害、放火された事件につき、袴田氏が強盗殺人放火の罪を問われたものである。

袴田氏は、1966年8月に強盗殺人、放火、窃盗の容疑で逮捕され、当初は頑強に犯行を否認していたが、勾留期限3日前に一転自白したことを受け、起訴された。そして、第1審の静岡地方裁判所の第1回公判以降は、一貫して無実を主張したが、後に味噌製造工場の味噌タンク内から血液が付着した5点の衣類が発見されたことなどから、1968年9月に死刑判決が言い渡され、控訴、上告するも、1980年12月最高裁判所で死刑が確定した。

このため、1981年以降、再審請求をして闘ってきたが、逮捕から48年、死刑判決から34年を経た本日、再審開始決定に至った。

袴田氏は、この長期間にわたり、想像を絶する精神的、肉体的苦痛を受けてきた。

本日の再審開始決定は、弁護団側のDNA鑑定の証拠能力について、「5点の衣類が袴田死刑囚のものでも、犯行着衣でもなく、後日ねつ造されたものであったとの疑いを生じさせるものだ」と指摘し、袴田氏を犯人とするには合理的な疑いが残るとして再審開始を決定したもので、科学的な鑑定を虚心坦懐に

見つめ、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を貫いたものとして極めて妥当なものである。

また、今回の決定では、拘置の執行停止がなされた。これは、死刑囚の再審開始が決定された事実としては初めてのことであり、画期的な決定である。多くの確定死刑囚が拘禁反応に苦しむ中、早期に身体拘束からの解放を決定した裁判所の判断は、大いに評価される。

当会は、検察庁に対し、再審決定にある「無罪の蓋然性が相当程度あることが明らかになった現在、これ以上、袴田に対する拘置を続けることは、耐え難いほど正義に反する状況にある」との旨の決定文を重く受け止め、本日の決定に対して即時抗告をせず、高齢の袴田氏に対しこれ以上の精神的、肉体的苦痛を与えることのないよう強く求める。また、本日の決定を踏まえて、科学捜査をより一層充実させ、自白に偏重したこれまでの捜査手法を、直ちに改めるよう求める。

いうまでもなく、冤罪は国家による最大の人権侵害である。とりわけ死刑判決を受けた者の心身への悪影響、人権侵害の程度は想像を絶するものがある。

当会は、冤罪を訴え、再審の支援を求める多くの声にこたえるため、これまで調査、検討を続けてきたが、今後も、冤罪事件からの救済に向けて、より一層の努力をしていく所存である。

2014年3月27日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎